福島県水源地域保全条例（案）　制定検討の背景

資料２

現状

憂慮される土地取引

・県民生活や経済活動に欠かせない水の供給源である水源地域における土地取引
・外国資本等による土地取引

不適切な利用・管理

・不適切な森林開発
・管理不全

懸念

・水源涵養機能の低下
・災害の発生

水源地域保全条例

憂慮される土地取引

届出制度

・土地所有者や利用目的等を把握するため土地売買等の事前届出を義務付け

不適切な利用・管理

立入調査等制度

・現地の状況や周囲への影響を把握するため立入調査・報告の徴収等を実施